



長野県民手話講座（入門編・おさらい編）を開催します

長野県手話言語条例は平成28年3月22日に施行されました。

この条例は、県民の誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される社会を目指すために制定されました。

そこで、聴覚障がいや手話に対する理解を図るとともに、手話の普及等のため、身近な場所での手話の習得の機会を提供する手話入門講座を開催します。

是非お近くの会場で開催する講座へお出かけください。大勢のご参加をお待ちしております。

新型コロナウイルス感染症の予防として、参加される方はマスクの着用をお願い致します。また、体調がすぐれない場合は参加を自粛していただきますようお願い致します。

【開催予定】

開催内容	日時	場所（会場）
入門編	令和2年10月6日（火）10:00～12:00 （締切：令和2年9月29日（火））	長野県北信保健福祉事務所（飯山庁舎） 3階 大会議室 所在地：飯山市大字静間 1340-1
おさらい編	令和2年11月6日（金）10:00～12:00 （締切：令和2年11月2日（月））	長野県北信保健福祉事務所（飯山庁舎） 3階 大会議室 所在地：飯山市大字静間 1340-1

【講座内容】〔入門編〕(1)聴覚障がいについて・ろう者の体験談

(2)あいさつ・簡単な日常会話に関する手話単語を学ぶ

〔おさらい編〕(1)実践的な手話でのコミュニケーションを学ぶ

【参加費】 無料

【参加資格】 高校生以上の者（「おさらい編」は令和元年度以前に「入門編」を受講した者）

【定員】 各回概ね15名（申込順）

【申込方法】 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、FAX またはメールで北信保健福祉事務所福祉課に申し込みください。

◎FAX：0269-63-2934 ◎E-mail：hokuho-fukushi@pref.nagano.lg.jp

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

【問合せ先】

北信保健福祉事務所 福祉課 福祉係
（課長）田中 道代 （担当）島田 友里

住所：〒389-2255

長野県飯山市大字静間 1340-1

電話 0269-62-3943 FAX 0269-63-2934